第三十三条の二の表陸上自衛隊システム通信・サイバー学校の項の次に次のように加える。

陸上自衛隊後方支援学校	東京都練馬区	武器科、需品科及び輸送科に必要な知識及び技能並びに武器科部隊、需品科部隊、輸送科部隊及び衛生科部隊の相互協同に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、武器科部隊、需品科部隊及び輸送科部隊の運用等並びに武器科部隊、需品科部隊、輸送科部隊及び衛生科部隊の相互協同に関する調査研究を行うこと。

第三十三条の二の表陸上自衛隊武器学校の項から陸上自衛隊輸送学校の項までを削る。

第三十四条の表海上自衛隊第一術科学校の項中「、通信」を削り、同表海上自衛隊第二術科学校の項中「工作」の下に「、通信」を加える。

第三章第六節の節名及び第四十八条の五を次のように改める。

第六節　補給本部

（陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務）

第四十八条の五　陸上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊補給本部	東京都北区	陸上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに陸上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。

第四十八条の六及び第三章第七節の節名を削り、第四十八条の七を第四十八条の六とし、第四十八条の八を第四十八条の七とし、第四十八条の九を第四十八条の八とする。

第四十九条の見出しを削り、同条中「本章」を「この章」に改め、第三章中第八節を第七節とする。

第百二十七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第百五十九条第一号中「陸上自衛隊」を「自衛隊」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　陸上自衛隊及び航空自衛隊の補給処

第百五十九条第三号を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「護衛隊」を「水上戦隊」に改める。

別表第三護衛艦隊司令部の項中

護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官
幕僚長	幕僚長

を

水上艦隊司令部	水上艦隊司令官
幕僚長	幕僚長

に改め、同表掃海隊群司令部の項を削り、同表護衛隊群司令部の項中

護衛隊群司令部	護衛隊群司令
令部	水上戦群司令

を

水上戦群司令部	水上戦群司令

に改め、同項の次に次のように加える。

水陸両用戦機雷戦群司令部	水陸両用戦機雷戦群司令
幕僚長	幕僚長
哨戒（しょう）備群司令部	哨戒（しょう）備群司令
	一種

別表第三海上訓練指導隊群司令部の項中

海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令部
導隊群司令	水上訓練指導群司令部
司令	水上訓練指導群司令
	一種

を

に改め、同表艦隊情報群司令部の項及び海洋業務・対潜支援群司令部の項を削り、同表地区総監部の項の次に次のように加える。

情報作戦集団司令部	情報作戦集団司令官
幕僚長	幕僚長
作戦情報群司令部	作戦情報群司令
サイバー防護群司令部	サイバー防護群司令
	一種
	一種
	一種

別表第三通信隊群司令部の項及び航空戦術教導団司令部の項を削り、同表航空警戒管制団司令部の項の次に次のように加える。

宇宙作戦団司令部	宇宙作戦団司令
	一種

別表第三補給統制本部の項を削り、同表海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部の項中「海上自衛隊」を「陸上自衛隊、海上自衛隊」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第九号を次のように改める。

九　水上艦隊司令官

第八条第二項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　水上戦群司令

十二　水陸両用戦機雷戦群司令

第八条第二項中第三十号を第三十一号とし、第十三号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　哨（しょう）戒防備群司令

附　則

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年三月二十三日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

防衛大臣　小泉進次郎